

貸切バス旅行誘致事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、観光入込客数や利用客が減少した観光施設へ貸切バスによる団体旅行の誘客を図ることを目的として、予算の範囲内において補助金を交付することについて、志布志市補助金等交付規則（平成18年規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助申請者は、次のいずれかの者とする。ただし、反社会的勢力ではないこと若しくは関与していない事業者であること。

- (1) 鹿児島県内（ただし、志布志市を除く）及び宮崎県内に住所を有する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（以下「学校等」とする。）
- (2) 旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく登録業者（以下「旅行業者等」とする。）

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象事業は、各号の要件を全て満たす学校等が行う教育旅行（以下「教育旅行」とする。）又は旅行業者等が行う企画旅行又は手配旅行（以下「企画旅行等」とする。）であること。

- (1) 公益社団法人日本バス協会会員が所有する貸切バスを利用した旅行であること
- (2) 行程中に志布志市内の飲食店利用若しくは宿泊施設に宿泊すること
- (3) バスの乗車人数はバス1台当たり5名以上であること（ただし、バス運転手、ガイド等の乗務員及び添乗員を除く。）
- (4) 令和4年4月18日から令和5年2月28日までの旅行であること（ただし、出発日が令和5年2月28日であればよい。）

(支給額)

第4条 補助金の交付額は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とすることとし、かつ志布志市内に宿泊した場合には、1人1泊当たり2,000円を加算することとする。ただし、連泊の場合2連泊までとする。

- (1) 教育旅行 貸切バス1台当たり30,000円（1事業当たり150,000円を上限とする。）
- (2) 企画旅行等 貸切バス1台当たり20,000円（1事業当たり100,000円を上限とする。）

(交付申請)

第5条 申請期間は、令和4年4月4日から令和5年2月14日までとする。

2 申請方法は、郵送又は窓口提出による。

3 申請する際は、出発日の14日前までに貸切バス旅行誘致事業補助金交付申請書（様式第1号）、事業計画書（様式第2号）及びその他市長が定めるものを提出すること。

4 教育旅行において、旅行業者等が申請をする場合には、学校等の委任状（様式第3号）を提出すること。

(交付の決定)

第6条 市長は、交付対象者から申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めたときには、別に定める貸切バス旅行誘致事業補助金交付決定通知書（様式第4号）を送付することとする。この場合において、市長は、補助事業者に対し、教育旅行及び企画旅行等について説明を求め調査できることとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者は、事業終了後速やかに、事業報告書（様式第5号）、貸切バス利用証明書（様式第6号）及びその他市長が定めるものを市長に提出するものとする。ただし、志布志市内に宿泊をした場合には、宿泊者数証明書（様式第7号）を提出しなければならない。

(補助金の確定)

第8条 市長は、事業報告書（様式第5号）を受理した場合において、関係書類の審査を行い、交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を貸切バス旅行誘致事業補助金交付確定通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第9条 貸切バス旅行誘致事業補助金交付確定通知書（様式第8号）を受けた補助事業者は、貸切バス旅行誘致事業補助金請求書（様式第9号）により、補助金の請求をすることができる。市長は、請求書の提出を受けたときは、請求内容を審査し、速やかに支払うものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要領は、令和4年4月4日から施行する。